

広島市防災訓練補助金 活用の手引き

【目的】

災害から身を守るためには、防災訓練を通じて、災害時に危険を回避する行動や、避難所でのべき行動などを理解し、事前に体験しておくことが大切です。

広島市防災訓練補助金は、防災訓練で使用する物品等の購入等に必要な費用を補助するものです。この補助金を積極的に活用し、訓練内容を充実させるとともに、避難行動要支援者が参加する避難訓練を積極的に実施してください。

【概要】

補助対象団体

- ・本市の市立小学校区単位で連合化された自主防災組織(以下「連合組織」という。)
- ・市立小学校の統合等の理由により連合組織以外で組織されたもののうち、市長が認めた自主防災組織(以下「認定組織」という。)
- ・本市の町内会・自治会単位で構成された自主防災組織(以下「単位組織」という。)

補助対象訓練

上記団体が実施する以下の訓練

- ・避難訓練(避難情報を入手し、安全な場所へ避難する訓練)
- ・指定避難所運営訓練(情報収集・伝達訓練、給食・給水訓練等)
- ・応急訓練(消火訓練、水防訓練、救出・救護訓練、AED 操作訓練等)
- ・防災意識啓発活動(避難所宿泊訓練、水害碑巡り等)

補助金額

○連合組織及び認定組織

1 組織当たり15万円または補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額(その額に1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。

○単位組織

- ・ 1組織当たり5万円を上限(耐久資機材を除く。)
- ・ 耐久資機材購入経費として5万円加算(5カ年度に1回)

→いずれも上記の限度額または実支出額のいずれか少ない方の額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。

※補助金の交付は、1団体に対して1年度につき1回限りです。

補助対象経費

補助対象訓練の開催に伴い必要となる以下の経費

区分	内 訳
物品	ビブス、文房具、軍手、土嚢袋、衛生用品などの防災訓練に必要な物品
食糧	給食・給水訓練に使用する食材及び飲料水
耐久資機材	別表に掲げる耐久資機材

啓発用品等	案内チラシ、パンフレット、地域で作成した防災マップ(印刷に併せて防災訓練を行う場合に限る。)、訓練参加者に対する啓発品(防災に関するものに限る。)
賃借	水害碑巡りで使用するバスの借上げ、訓練実施に必要な会議室の使用
移送	介護タクシー代(避難行動要支援者が訓練参加のために乗車する場合に限る。)
講師謝礼	介護等福祉専門職・医療関係者(避難行動要支援者と訓練に参加した場合に限る。)※1時間当たり単価は6,200円以内とする。

耐久資機材一覧

(別表)

分類	品名	
消火	消火器	水消火器
	可搬消防ポンプ	自立式簡易水槽
救助	車いす	けん引式車いす補助装置
	リヤカー	担架
	一輪車	救急セット
	のこぎり	チェーンソー
	ジャッキ	エンジンカッター
	シャベル	斧
	ハンマー	掛矢
	鉋	ボール
	ヘルメット	多目的ライト
	はしご	救助用ロープ
	ヘッドライト	－
情報伝達用具	トランシーバー	拡声器
	携帯用ラジオ	－
給食・給水機材	炊飯装置	給水タンク
	緊急用浄水装置	鍋・釜
	ガスコンロ	－
その他	テント	発電機
	投光器	誘導灯
	収納用ワゴン	コードリール
	ホワイトボード	台車

※補助対象品目は、原則として上表に掲げるものですが、市長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。

補助金の交付

補助金の交付については、「訓練実施後」となります。

【申請の流れ】

◎事前相談

○訓練を計画する

訓練の計画や訓練内容について相談したい。⇒各区役所地域起こし推進課または各消防署へご相談ください。

○訓練に必要な経費が補助対象となるか確認する。

補助対象経費については、各区役所地域起こし推進課へご相談ください。



◎申請書の作成・提出(訓練実施日の10日前までに)

申請書を作成し、各区役所地域起こし推進課へ提出する。

(注意事項)

- ・申請者は、自主防災会の代表者(会長)となります。
- ・申請者の預金口座へ補助金を振り込みます。団体名の預金口座がない場合は、新規開設をお願いします。(「〇〇自主防災会 会長 〇〇 〇〇」など)



◎訓練当日

実績報告書の作成に必要となる以下の事項を確認してください。

- ・訓練状況の写真撮影(例:会場で訓練を実施していることが確認できる全体写真や、補助対象となる物品等を使用した訓練の写真)
- ・防災訓練に参加した防災士等の氏名(複数名の記入も可)
- ・補助金で耐久資機材を購入した場合は、耐久資機材の活用方法や保管場所を決定した防災士等の氏名及び保管場所(防災訓練で耐久資機材を使用したことが分かる写真を撮影)
- ・全国で最も土砂災害の恐れのある箇所が多い広島市では、地域特性に関わらず、誰もが、土砂災害への備えを身に着けておくことが望ましいため、「たちまち防災」等を活用し、その備えの啓発に係る取組を行ってください。
- ・単位組織の訓練については、「たちまち防災」や「ひろしまマイ・タイムライン」の冊子等の配架等が必用(要写真撮影)

※「たちまち防災」や「ひろしまマイ・タイムライン」の冊子等が不足する場合は、各区役所地域起こし推進課へご相談ください。

※気象状況などの理由により日程を変更する場合は、変更申請書の提出が必要となる場合がありますので、各区役所地域起こし推進課までご相談ください。



◎実績報告書の作成・提出(訓練実施日から40日以内に)

・広島市防災訓練実績報告書を作成し、各区役所地域起こし推進課へ提出してください。

・初めて補助金の交付を受けて防災訓練を行った単位組織は、「広島市防災訓練実績報告書」とは別に、「避難の呼びかけ体制づくり報告書」を各区役所地域起こし推進課に提出してください。

(注意事項)

- ・訓練状況が分かる写真を添付してください。また、補助金で耐久資機材を購入した場合は、防災訓練で直接使用したことが分かる写真を添付してください(カラーコピーで印刷したものでも可。)
- ・単位組織は、「たちまち防災」や「ひろしまマイ・タイムライン」の冊子等を配架等している様子の写真も添付してください(カラーコピーで印刷したものでも可。)
- ・補助対象経費の総額が確認できる領収書をお持ちください。受付時に確認します。

【補助金振込みまでの流れ】

実績報告書の審査⇒交付額確定通知送付⇒口座へ振込

◎書類の保管について

補助対象経費に係る領収書は、5年間保管しておく必要がありますので、大切に保管してください。

【問合せ先】

◎補助金申請に関するご相談(各区役所地域起こし推進課)

各区役所地域起こし推進課	連絡先
中区地域起こし推進課	504-2820
東区地域起こし推進課	568-7704
南区地域起こし推進課	250-8935
西区地域起こし推進課	532-1023
安佐南区地域起こし推進課	831-4926
安佐北区地域起こし推進課	819-3905
安芸区地域起こし推進課	821-4905
佐伯区地域起こし推進課	943-9704

◎防災訓練に関するご相談(各区役所地域起こし推進課または各消防署警防課)

各区役所地域起こし推進課	連絡先	各消防署警防課	連絡先
中区地域起こし推進課	504-2820	中消防署	541-2700
東区地域起こし推進課	568-7704	東消防署	263-8401
南区地域起こし推進課	250-8935	南消防署	261-5181
西区地域起こし推進課	532-1023	西消防署	232-0381
安佐南区地域起こし推進課	831-4926	安佐南消防署	877-4101
安佐北区地域起こし推進課	819-3905	安佐北消防署	814-4795
安芸区地域起こし推進課	821-4905	安芸消防署	822-4349
佐伯区地域起こし推進課	943-9704	佐伯消防署	921-2235

◎制度に関するお問合せ

危機管理室災害予防課 504-2664

版	更新年月
第2版	令和7年4月

制度の詳細は本市ホームページをご覧ください。

QRコード



本市 HP
ページ番号

1013435

